

税務部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年4月13日から同年6月29日まで

3 監査の対象及び範囲

税務部の所管に属する令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

「固定資産評価審査決定取消請求事件に係る訴訟代理人の選定、委任契約及び弁護士報酬（着手金）の支出について」の決裁文書により同訴訟に

係る訴訟代理人の選任等のほか予算執行伺として訴訟代理人に対する着手金（報償金）の支出について決定していたが、伺い文に着手金の支出は予備費の充用を受けた後に行う旨の記載があり、この時点において予備費充用の事務処理が完了していなかった。予備費充用など財源措置を伴う予算執行の決定については、予算執行伺の時点において財源の確保が完了している必要があるので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（税制課）